第四章　罰則

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電話リレーサービス提供業務又は電話リレーサービス支援業務に関し知り得た秘密を漏らした者

二　第十九条第二項（第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員

第三十三条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二　第十六条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第十七条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第一項ただし書及び第五号並びに第二項、第百六条の二第一項、第百八条の三の四並びに第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の三第三項第一号中「そううつ病」を「そう鬱病」に、「うつ病を」を「鬱病を」に改め、同条第四項第一号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改める。

第三十五条第一項第二号ロ中「第十一号まで」を「第十号まで若しくは第十二号」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に、「若しくは第七号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「第百十七条の三」の下に「、法第百十七条の四第一項の二」を加える。

第四十一条の三に次の一号を加える。

十五　法第百十七条の二第六号又は法第百十七条の二第十一号の罪に当たる行為

別表第二の一の表中「過労運転等」の下に「、妨害運転（交通の危険のおそれ）」を加え、別表第二の二の表中「麻薬等運転」の下に「、妨害運転（著しい交通の危険）」を加え、別表第二の備考の一の2及び3中「二の118から127まで」を「二の119から128まで」に改め、同表の備考の二の3中「129」を「130」に改め、同表の備考の二中130を132とし、129を130とし、その次に次のように加える。

131　「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七条の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

別表第二の備考の二中128を129とし、127を128とし、同表の備考の二の126中「120、122及び124」を「121、123及び125」に改め、同表の備考の二中126を127とし、121から125までを122から126までとし、同表の備考の二の120中「122及び124」を「123及び125」に改め、同表の備考の二中120を121とし、101から119までを102から120までとし、同表の備考の二の100中「50」を「51」に改め、同表の備考の二中100を101とし、95から99までを96から100までとし、同表の備考の二の94中「48」を「49」に改め、同表の備考の二中94を95とし、86から93までを87から94までとし、同表の備考の二の85中「47」を「48」に改め、同表の備考の二中85を86とし、75から84までを76から85までとし、同表の備考の二の74中「34」を「35」に改め、同表の備考の二中74を75とし、50から73までを51から74までとし、同表の備考の二の49中「20」を「21」に改め、同表の備考の二中49を50とし、48を49とし、47を48とし、同表の備考の二の46中「19」を「20」に改め、同表の備考の二中46を47とし、23から45までを24から46までとし、同表の備考の二の22中「15」を「16」に改め、同表の備考の二中22を23とし、同表の備考の二の21中「14」を「15」に改め、同表の備考の二中21を22とし、10から20までを11から21までとし、同表の備考の二の9中「5に」を「6に」に、「5から8まで」を「6から9まで」に改め、同表の備考の二中9を10とし、同表の備考の二の8中「5に」を「6に」に、「24から46まで、48から63まで又は65から117まで」を「25から47まで、49から64まで又は66から118まで」に改め、同表の備考の二中8を9とし、同表の備考の二の7中「5」を「6」に、「18又は20から22まで」を「19又は21から23まで」に改め、同表の備考の二中7を8とし、同表の備考の二の6中「5」を「6」に、「13から17まで」を「14から18まで」に改め、同表の備考の二中6を7とし、同表の備考の二の5中「10から12まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　「妨害運転（交通の危険のおそれ）」とは、法第百十七条の二第十一号の罪に当たる行為をいう。

別表第六の備考の二の7中「別表第二の備考の二の19」を「別表第二の備考の二の20」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の47」を「別表第二の備考の二の48」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の46」を「別表第二の備考の二の47」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の85」を「別表第二の備考の二の86」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為を理由とする仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三